

令和3年3月25日

保護者各位

足立区教育委員会
教育長 定野 司

新型コロナウイルス感染症対策に伴う区内保育所等の運営について (令和3年4月以降)

日頃から足立区教育委員会および教育・保育活動にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

新年度を迎えるにあたり、改めて新型コロナウイルス感染症対策に伴う区内保育所等の運営について以下の通りお知らせいたしますので、ご理解いただけますようお願いいたします。

記

1 保育所等への登園について

区内保育所等（保育所、こども園、小規模保育および保育ママ）については、感染対策を徹底した上で緊急事態宣言後も原則として開所とする方針です。

ただし、お通りの園で、新型コロナウイルス感染症が発生した際、感染拡大防止のため、一定期間、臨時休園とさせていただく場合がございます。あらかじめご承知おきいただきますようあわせてお願いいたします。

※ お通りの園が臨時休園となった場合、臨時休園期間の日数分を減額します。

2 登園にあたってのお願い

感染拡大防止のために、各ご家庭での感染対策もとても大切です。

以下のような点にご留意いただき、感染の拡大防止にご理解、ご協力いただきますよう、お願いいたします。

- (1) 発熱、風邪症状がある場合は、登園を控えてください。保育中に体調不良となりお迎えをお願いする場合にも、ご協力をお願いします。
- (2) 登園前に、必ず検温を行ってください。日頃からお子様の健康状態について、お通りの保育施設と情報共有をお願いします。
- (3) お子様またはご家族がPCR検査を受けた、または濃厚接触者と判定された場合には、必ず保育施設にお知らせください。
- (4) 三密の回避、外出先からの帰宅時の手洗いや消毒の徹底をお願いします。
- (5) その他、登園や送迎に不安がある場合には、保育施設にご相談ください。

裏面あり

3 保護者の復職時期について

育児休業中の保護者の方については令和3年5月1日までに復職をしていただく必要がございます。

ただし、勤務先からの指示等により5月1日（土）までに復職できない場合、勤務先から指定された期間まで復職日を延長いたします（最長で令和3年10月1日（金）まで）。

上記に該当する場合、令和3年4月9日（金）までに次の書類を子ども施設入園課までご提出をお願いいたします。

【提出書類】

- ・ 勤務先及び保育施設長から証明を受けた保育実施停止申請書
 - ※ 上記に該当する場合、お通りの園から保育実施停止申請書をお受け取りいただくか、子ども施設入園課にご連絡ください。
 - ※ 該当期間中は保育料を全額免除します（慣れ保育を実施する月は除く）。
 - ※ 該当期間中は慣れ保育期間を除き、家庭での保育が前提となります。

4 その他

各施設での行事等が、中止または延期となる場合があります。その場合は、各施設からお知らせいたしますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

以上

【問い合わせ先】

- ◎各施設での対応について
子ども施設整備課私立保育園係 電話 3 8 8 0 - 5 8 8 9
- ◎保育料の扱いについて
子ども施設入園課入園第一係～第三係 電話 3 8 8 0 - 5 2 6 3